

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ

経営計画作成支援セミナー

経営計画作成して小規模事業者持続化補助金の申請をしませんか？



作成した経営計画に基づいて販路開拓に取り組む小規模事業者を支援する「小規模事業者持続化補助金」の公募が始まります。当所では、この補助金を有効活用して販路開拓に取り組もうとお考えの皆様を対象に、申請時に不可欠である「経営計画」の作成を支援するセミナーを下記のとおり開催します。

持続化補助金の公募要領と経営計画書の作成方法などについてご説明しますので、是非この機会にご参加ください！

小規模事業者持続化補助金の概要については裏面をご覧ください

経営計画作成支援セミナー

受講料
無料

日時 令和7年4月3日(木) 14:00~15:30

会場 十和田商工会館5F 会議室

講師 中小企業診断士 田村 武智氏

定員

対象者 小規模事業者の経営者、後継者、管理職などの方々 15名(先着順)

※小規模事業者の定義は、裏面をご確認ください。

個別相談会

セミナーを受講した方を対象に、各々作成した経営計画のブラッシュアップ等に関する個別相談会を4月中に予定いたします。詳細につきましては、セミナー当日にご案内いたします。

申込方法 3月28日(金)までに下記申込欄に必要事項をご記入のFAXいただくか又は、十和田商工会議所HP (<https://www.towada.or.jp>)の申込フォームからお申込みください。



【お申込み・お問合せ】

TEL 0176-24-1111
FAX 0176-24-1563

主催 十和田商工会議所

十和田商工会議所 行

「経営計画作成支援セミナー」参加申込書

月 日 申込

事業所名		業種	
所在地 連絡先	TEL	FAX	
常時使用 従業員数	名 (会社役員・個人事業主、 短時間パート従業員を除く)	参加者名	

※ご記入いただきました個人情報は、当所からの各種連絡・情報提供および名簿作成等の目的で利用させていただきます。

小規模事業者持続化補助金とは

小規模企業持続化補助金とは、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的に、**小規模事業者等の地道な販路開拓や業務効率化等の取り組みに要する経費の一部を補助する制度**です。小規模事業者が経営計画を自ら作成し、それに基づいて、機械装置の導入や新商品開発に伴う経費、店舗改装費などに活用することができます。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)」の場合が5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者。

※本補助金は審査があり、不採択になる場合があります。

※補助金は、事業完了後の精算払いです。補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。

活用事例①

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレット**を作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

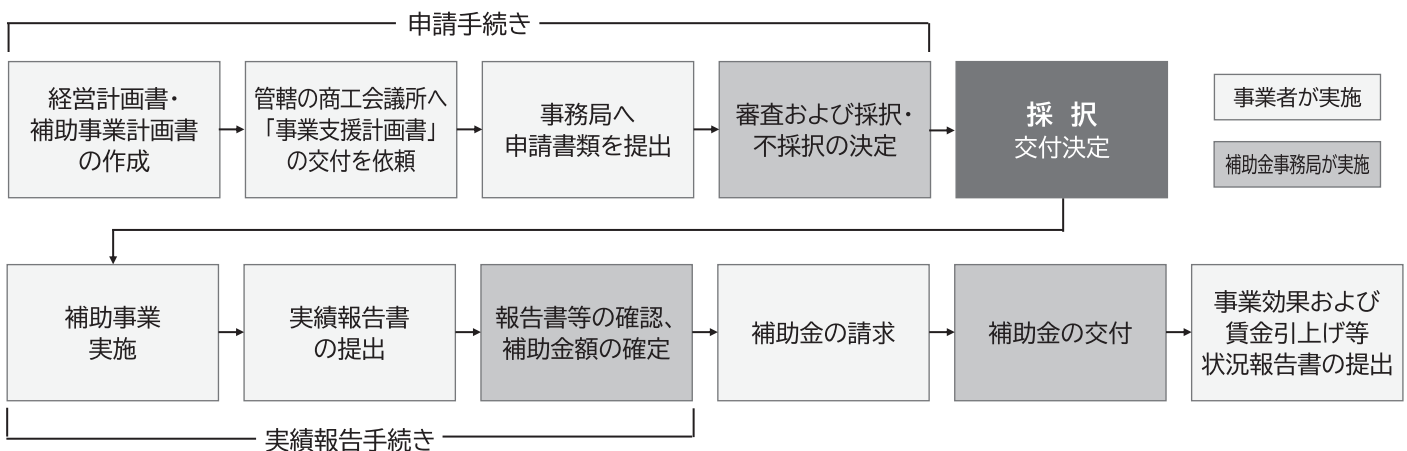
精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板を設置**。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効率的にPR。

※太字が本補助金の対象経費

<類型と補助率・補助上限率>

類型	一般型			創業型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	200万円 ※インボイス特例は適用
補助率	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4			2/3
対象経費	機械装置費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費(税理士等への相談・コンサルティング費用など)			

<申請から補助金の交付まで>



※補助金申請にあたり、申請者が所在する地区の商工会議所・商工会で書類を確認する作業(事業支援計画書の交付)が必要となるため、締切日まで余裕のある日程で、商工会議所・商工会へご相談ください。



商工会議所地区 補助金事務局HP



商工会地区 補助金事務局HP



jGrants
(デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム)